



BOJ *Reports & Research Papers*

2015年6月

2014 年度中における日本銀行の対政府取引

日本銀行企画局

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、予め日本銀行企画局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

2014 年度中における日本銀行の対政府取引

1. はじめに

日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより国庫金を取扱うこととなっており、その取扱いに必要な事務として、政府預金の受入・払出を行っている¹ほか、国庫において予期せざる資金需要が生じた場合等に対応するため、政府との間で様々な取引を実施している。

これらの対政府取引は、会計法などの国庫金に関する法令や日本銀行法に基づいて実施されている。

日本銀行では、こうした法令の定めに基づき、政府との間で行う業務の適切な運営を確保する趣旨から、政策委員会において、対政府取引が満たすべき条件などを定めた「対政府取引に関する基本要領」を制定の上、公表している。また、日本銀行は、業務運営の透明性を一段と向上させる観点から、関連計数を月次統計として公表している²。

本稿は、主として対政府取引に関する月次統計の年度間集計計数に基づいて、2014 年度中における対政府取引の概要を整理したものである³。

¹ 2014 年度末時点の政府預金の残高は 1.8 兆円。

² 日本銀行は、2004 年度以降、対政府取引の関連計数を月次統計として公表している（詳しくは、『日本銀行の対政府取引』について」（2004 年 5 月 12 日）および「日本銀行の対政府取引」（毎月第 5 営業日公表）を参照）。

³ なお、政府短期証券と割引短期国債については、2009 年 2 月以降、「国庫短期証券」として統合発行が行われているが（財務省「国庫短期証券の発行について」（2008 年 9 月 10 日）を参照）、それぞれの法令上の位置付けは異なることから、日本銀行の対政府取引においては、引き続き、政府短期証券と割引短期国債を区別して取扱っている。

2. 政府の一時的な資金需要への対応等

(1) 政府短期証券の引受け

日本銀行が行う政府短期証券の引受けは、①政府からの要請に応じて例外的に行う臨時引受けと、②日本銀行の業務運営上必要がある場合に自ら行う引受けの2つに大別される。前者は、公募入札において募残が発生した場合や為替介入の実施等により予期せざる資金需要が発生した場合に行うものである。一方、後者は、日本銀行が外国中央銀行等による円建資金運用に応じるための売却対象資産を確保する目的で行うものである。

2014年度中においては、上記①の臨時引受けは発生せず、上記②の日本銀行が自らの業務運営上の必要から行う引受けのみとなった。

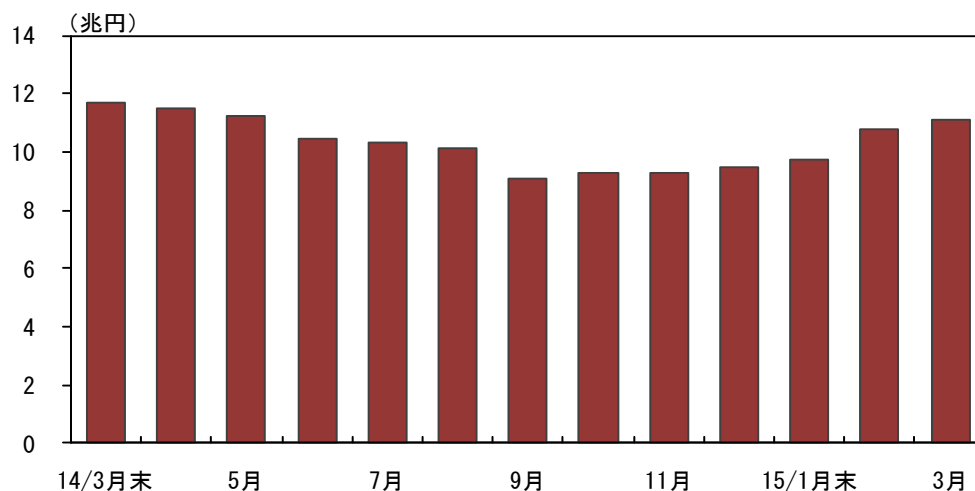
2014年度中の各月末における政府短期証券の引受残高は、2015年2月末まで8,500億円で推移した後、2015年3月末には6,500億円となった。また、2014年度中の引受けと償還の累計額はそれぞれ3兆1,500億円、3兆3,500億円となった。

(2) 割引短期国債の引受け

日本銀行では、政府からの要請に基づき、償還期限が到来する保有国債について借換引受けを行う場合には、予め各年度毎に政策委員会において、金融調節上の支障がないことを確認した上で、その取扱いを決定している。1999年度以降は、償還される長期国債を対象に割引短期国債による借換引受けを行い、原則として、その翌年度に現金で償還を受けてきている。

2014年度については、償還期限の到来した長期国債の借換引受けを割引短期国債（1年物）によって行った（詳細はBox 1参照）。この結果、日本銀行の2014年度末時点における割引短期国債の引受残高は、11兆1,006億円となった（2013年度末時点では11兆7,080億円）。

割引短期国債の引受残高の推移



【Box 1.】

借換引受けに関する政策委員会決定

日本銀行では、政府からの要請に基づき、償還期限の到来する保有国債の借換えのための引受けを行う場合には、「対政府取引に関する基本要領」に基づき、予め年度毎に政策委員会で決定している。

2014年度中に行う借換引受けに関しては、2013年12月の政策委員会において、2014年度中に償還期限の到来する長期国債のうち11兆1,000億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した⁴。

なお、2015年度中に行う借換引受けに関しては、2015年1月の政策委員会において、2015年度中に償還期限の到来する長期国債⁵のうち10兆4,000億円を割引短期国債をもって借換引受けを行うことを決定した⁶。

⁴ 詳しくは、「平成26年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けおよび平成26年度における国債買入消却への対応に関する件」(2013年12月24日)を参照。なお、当該決定を行った2013年12月の政策委員会においては、2014年度中に財政投融资特別会計が国債整理基金特別会計を通じて行う財政投融资特別会計国債の買入消却に関して、額面総額2,000億円を上限に、現金を対価として買入消却に応じ得る扱いとすることを決定した。この決定に基づき、日本銀行は、2014年度中に2,000億円の売却を行った。

⁵ 2015年度中に償還期限の到来する長期国債の2015年3月末時点の保有残高は、30.6兆円。

⁶ 詳しくは、「平成27年度中に償還期限の到来する本行保有国債の借換えのための引受けに関する件」(2015年1月14日)を参照。

割引短期国債（TB）による借換引受けの実施状況
(兆円)

	TBによる借換引受額
2010年度	9.3
2011年度	11.8
2012年度	16.7
2013年度	11.7
2014年度	11.1
2015年度（予定）	10.4

(3) 国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れ

日本銀行は、「対政府取引に関する基本要領」において、国債整理基金および財政融資資金の資金繰り上の必要に応じ、国債整理基金および財政融資資金が保有する政府短期証券の買入れを実施し得る扱いとしている。

2014年度中は、これらの買入れは行わなかった。

3. 国債整理基金および財政融資資金の資金運用等に関する取引

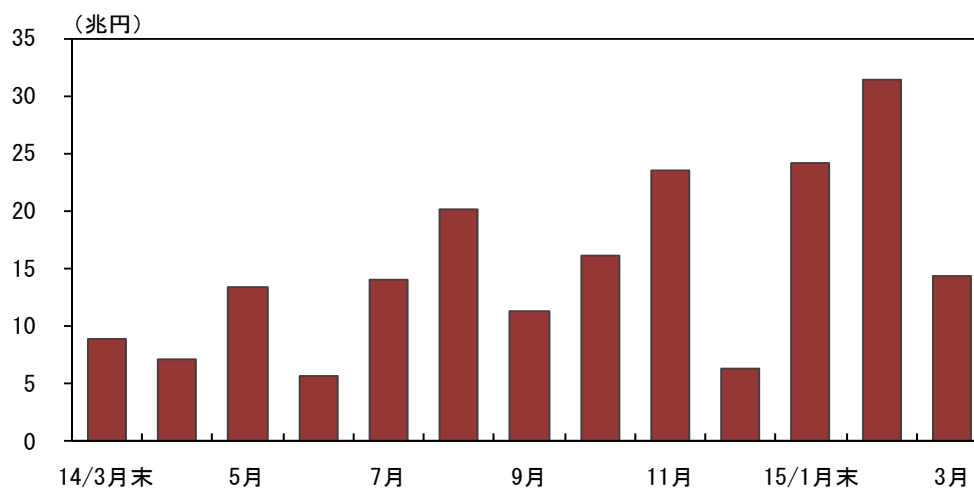
日本銀行では、「対政府取引に関する基本要領」において、金融調節その他業務運営上支障が生じない範囲内で、国債整理基金および財政融資資金に対して長期国債の買戻条件付売却（売現先）および政府短期証券・割引短期国債の売却を行うことや、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じることができるものと定めている。

(1) 国債整理基金との取引

国債整理基金に対する長期国債の売現先残高は、2013年度末時点の8兆7,582億円から、2014年度末時点では14兆2,522億円となった。なお、月末値でみた売現先残高の2014年度中のピークは、2015年2月末の31兆4,137億円であった。2014年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ260兆8,592億円、255兆3,652億円であった。

なお、2014年度中、国債整理基金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却は行わなかった。

国債整理基金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移

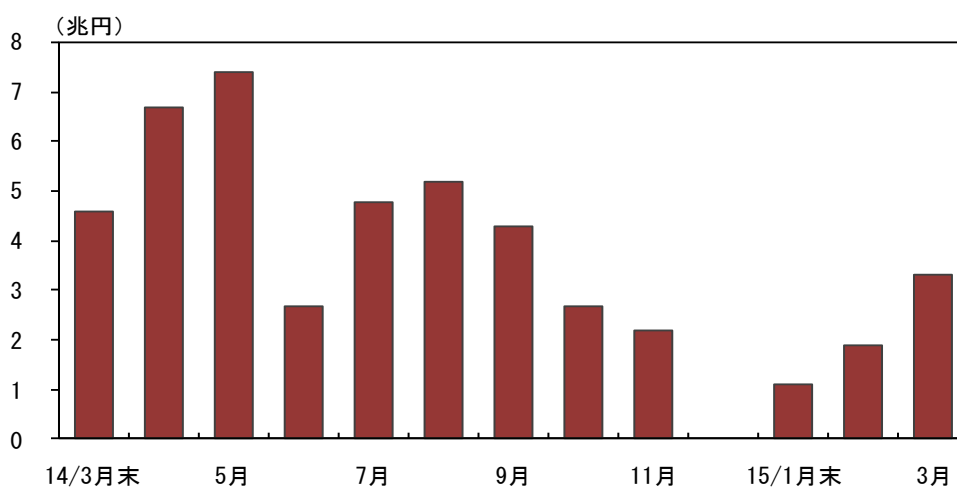


(2) 財政融資資金との取引

財政融資資金に対する長期国債の売現先残高は、2013 年度末時点の 4 兆 5,916 億円から、2014 年度末時点では 3 兆 2,957 億円となった。2014 年度中の買戻条件付売却および買戻の累計額はそれぞれ 31 兆 9,358 億円、33 兆 2,318 億円であった。

なお、2014 年度中、財政融資資金に対する政府短期証券・割引短期国債の売却は行わなかった。

財政融資資金に対する長期国債の買戻条件付売却残高の推移



(3) 政府短期証券の繰上償還

2014 年度中において、日本銀行が保有する政府短期証券の繰上償還に応じた累計額は、9 兆 2,000 億円であった。

【Box 2.】

対政府取引における適用金利の取扱いの一部見直しについて

日本銀行は、2014 年 9 月の政策委員会において、「対政府取引に関する基本要領」等の一部改正し、対政府取引における適用金利の取扱いを一部見直すことを決定した⁷。この見直しは、短期国債利回りがマイナスとなる等の金融市場の動向を踏まえて、政府預金（国内指定預金）への適用金利に関する政府通達が改正されたことを受けた措置である。

具体的には、政府通達に基づき、国内指定預金への適用金利について、0%を下限とすることを明記した。また、これを踏まえて、対政府取引の適切な運営を確保する観点から、例外的に行う政府短期証券の臨時引受け、非常時の一時貸付け等、政府に対する緊急時の資金供給取引への適用金利についても、0%の下限を設けることとした。

以 上

⁷ 『対政府取引に関する基本要領』等の一部改正に関する件（2014 年 9 月 19 日）を参照。